

八幡浜市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

八幡浜市
(平成26年12月)

目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策	2
II-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	3
II-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
II-4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	4
II-5	対策推進のための役割分担	6
II-6	市行動計画の主要6項目	9
(1)	実施体制	9
(2)	情報提供・共有	10
(3)	予防・まん延防止	11
(4)	予防接種	11
(5)	医療	13
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	13
II-7	発生段階	14
III	各発生段階における対策	16
1	未発生期	17
2	海外発生期	20
3	県外発生期（地域未発生期）	23
4	県内発生早期（地域発生早期）	26
5	県内感染期（地域感染期）	30
6	小康期	34

I はじめに

新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返してきた通常のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きい未知の感染症である新感染症が発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

今回、これら国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、「八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）の策定を行うこととした。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策における検証等を通じ、適時適切に市行動計画の見直しを行うものとする。

本計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能であることから、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県内及び市内への侵入も避けられない。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等は、長期的には国民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととしており、本市においても、この2点を主たる目的とする。

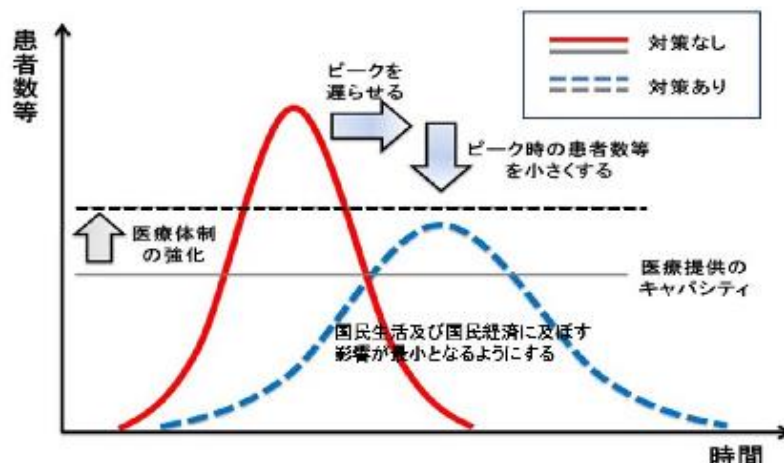
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域や職場での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



Ⅱ－２ 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があり、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市においても、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- ・発生前の段階から、発生に備えた事前準備を周到に行う。
- ・病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、対策の必要性を評価し、適切な対策へと切り替える。
- ・県内で感染が拡大した段階では、国、県及び事業者等と相互に連携して、社会状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小や重要業務の絞り込み等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。
- ・特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことが重要である。
- ・新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、日頃からの手洗いなどの感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・重症急性呼吸器症候群（SARS）のような治療薬やワクチンが無い新感染症が発生した場合には、公衆衛生対策をより重点的に行う。

Ⅱ－３ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、県や関係機関と相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることとしているが、新型インフルエンザ等感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではない。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

市は、八幡浜市新型インフルエンザ等対策本部における、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存するとともに公表する。

Ⅱ－４ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たり、有効な対策を考える上での患者数等の流行規模に関

する被害想定は、実際の想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に対策を検討した。

また、新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右され、病原性や発生の時期を正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び県行動計画と同様、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

	八幡浜市	愛媛県	全 国
人口※1	約 37,000 人	約 143 万人	約 1 億 2,806 万人
り患者数（人口の 25%）	9,250 人	357,873 人	3,200 万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53%による推計）			
医療機関受診者数（上限値）	7,215 人	285,875 人	約 2,500 万人
入院患者数（上限値）	197 人	6,741 人	約 53 万人
死亡者数（上限値）	66 人	2,187 人	約 17 万人
1 日当たりの最大入院患者数 （流行発生から 5 週目）※2	32 人	1,285 人	101,000 人

※米国疾病予防管理センター（CDC）推計モデル（FluAid2.0）を用いて算出

※1 八幡浜市の人口は、平成 26 年 3 月 31 日現在

愛媛県と全国の人口は、平成 22 年国勢調査人口

※2 1 日当たりの最大入院患者数は、愛媛県の数値を参考に算出

なお、対策を講じるに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・被害想定 of 推計に当たっては、過去にはなかった新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果、現在の医療体制、衛生状況等の被害軽減要素を一切考慮していない。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて特措法の対象とされている。
- ・そのため、新型インフルエンザ等感染症の被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等の発生による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では、以下のような影響が一つの例として想定されている。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

II-5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフ

ルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割について

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

また、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応を行う。

- 新型インフルエンザ等の発生前は、国の行動計画等を踏まえ、「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」等を策定し、医療の確保、県民の生活支援等に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする対策本部等を設置し、国における対策全体の基本的な方針や本県の状況等を踏まえ、医療機関、市町、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携を図りながら対策を推進する。

(3) 保健所の役割について

保健所は、新型インフルエンザ等が発生したときは、地域における対策の中心的役割を担い、市町や所管する地域内の医療機関等と連携して、情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。

- 新型インフルエンザ等の発生前には、所管区域内の状況に応じた医療機関との連携体制の整備や、保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関、新型インフルエンザ等協力医療機関、薬局、市町、消防、警察、社会福祉協議会などの関係者からなる保健所管内関係機関対策会議を開催し、地域における対策を推進する。
- 県内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。
- 速やかに適切な医療の提供が行われるよう、所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

(4) 市の役割について

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する健康相談や、予防接種、住民の生活支援、要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、県や近隣の市町と緊密な連携を図り的確に対策を実施する。

- 新型インフルエンザ等の発生前は、国及び県の行動計画等を踏まえ、「八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進め、発生時には、県と連携して、対策を推進する。
- 地域住民に対する健康相談、予防接種、生活支援、要援護者への支援に関し、主体的に対策を実施する。

(5) 医療機関の役割について

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進め、発生状況に応じて、医療を提供するよう努める。

- 医療機関は、医療提供体制の整備に積極的に参画するとともに、新型インフルエンザ等発生後は、国の基本的対処方針や県または市の状況等を踏まえ、適切な診療・治療の実施、サーベイランスや検体採取の協力を行う。

(6) 指定（地方）公共機関の役割について

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(7) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防対策や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うとともに、発生時には最低限の市民生活を維持し、社会的使命を果たすことができるよう、その活動を継続するよう努める。

- 報道機関は、国、県及び市が提供する新型インフルエンザ等関連情報を迅速か

つ正確に報道し、市民の不安の解消、感染予防・感染拡大防止策の徹底等に積極的に協力する。

(8) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防対策、特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置や事業縮小の検討等を行うことが求められる。

- 事業者は、県が勧告・要請する感染予防対策の徹底、ライフライン及び食料・生活必需品の確保、感染拡大防止措置（有症状者の出勤停止、事業活動自粛等）に可能な限り協力する。

(9) 学校・施設等

学校及び各種施設は、日頃から、児童・生徒又は入所者の健康状態の把握に努めるとともに、学校・施設内での感染予防対策を徹底する。

また、新型インフルエンザ等の発生後は、県が勧告・要請する感染予防対策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

(10) 市民

市民は、国、県及び市が新型インフルエンザ等に関して発信する情報や報道に留意するとともに、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の個人レベルでの感染予防対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うとともに、発生時には発生状況や対策等について情報収集に努め、個人レベルでの感染予防対策を実践するよう努める。

Ⅱ－6 市行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県及び他の市町と相互に連携を図り、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施する。

また、庁内関係部局と認識の共有及び連携を図り、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整えるとともに、新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材を備蓄し、整備若しくは点検する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部の設置が閣議決定され、国会に報告されるとともに公示される。また、状況に応じ、政府現地対策本部が設置される。これを受け、県では愛媛県新型インフルエンザ等対策本部が設置される。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフ

ルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、国は緊急事態宣言を行う。市は必要に応じ、八幡浜市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、八幡浜市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県対策本部との連携を図りつつ対策を推進する。

この危機管理事象に迅速かつ的確に対応するために、各段階に応じた行動計画を策定し、広く関係者に周知しておく。

(2) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるために、対策の全ての段階、分野において、各々が双方向のコミュニケーションを図る。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、発生した場合に正しく行動してもらうために、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを、市民、医療機関、事業者等に情報提供を行う。

特に児童生徒等に対しては、学校での集団感染などにより、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市教育委員会等と連携して、情報提供を行う。

(エ) 発生時における市民等への情報提供および共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、発生状況、対策の実施状況等について、実施主体を明確にしながら、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。

情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮し、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

なお、これらの媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全

体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

(オ) 情報提供体制について

情報提供に当たっては、情報の内容を統一するとともに、集約して一元的に発信する体制を構築する。

(3) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせ体制整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることである。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案するとともに病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定や縮小・中止を検討する。

(イ) 主な感染拡大防止策について

国内発生の初期段階から、個人、地域及び職場において、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を実践・徹底する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合において、県が不要不急の外出自粛要請・施設の使用制限要請等を行った場合には、市民等へ周知する。

(4) 予防接種

予防接種は、個人の発症や重症化を防ぎ、受診者数を減少させることができる。入院患者数や重症者数を抑えることは、医療体制の確保及び健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンは、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ等感染症に限って記載する。

(ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

i) 特定接種の接種順位

接種順位について、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関、指定（地方）公共機関と類する事業者、介護・福祉事業者④それ以外の事業者（食料品製造・卸売・小売事業者等）の順を基本としているが、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

ii) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、未発生期から接種体制の構築を図る。

(イ) 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定による、住民に対する「臨時の予防接種」を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく「新臨時接種」を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類する。

i) 住民接種の対象者分類

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦）
- ②小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

ii) 住民接種の接種順位

接種順位について、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、緊急事態宣言が行われた場合は、国民生活

及び国民経済に及ぼす長期的な影響や我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方があることから、こうした考え方や病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

iii) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめる上で不可欠な要素であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者の診療体制の確保や、在宅で療養する患者への支援等のため、地元医師会及び関係機関との連携を図る。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと想定され、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるように、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

特に、高齢者世帯、障害者世帯等、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）は、平時にも増して重要であり、発生前から検討しておく。

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、また、国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人や家庭における対策として最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることが求められる。

Ⅱ－７ 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類されている。

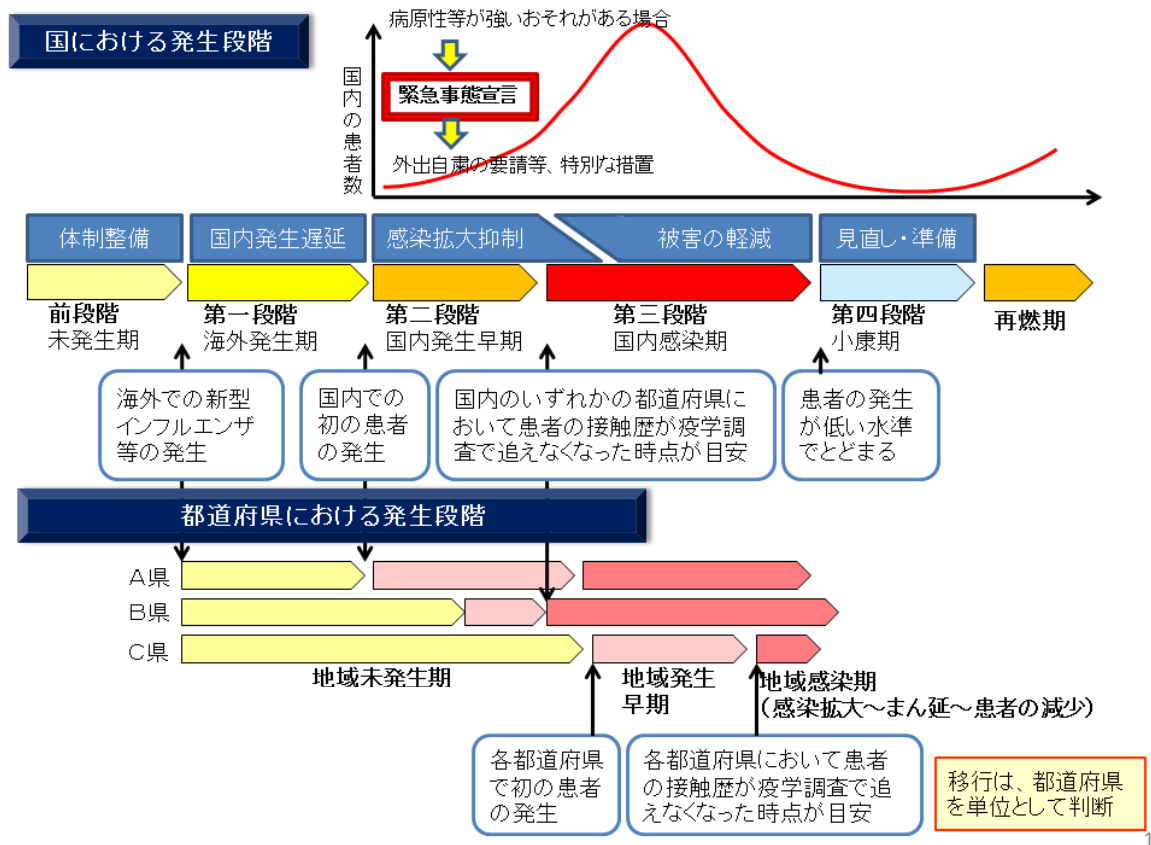
国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部にて決定する。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県が必要に応じて国と協議の上で、地域における発生段階を定め、その移行について判断することとしている。市は、市行動計画等で定めた対策を県の発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化していくこととなる。

【発生段階】

国	愛媛県及び八幡浜市
<p>【未発生期】</p> <p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>	
<p>【海外発生期】</p> <p>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>	
<p>【国内発生早期】</p> <p>国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>	<p>【県外発生期（地域未発生期）】</p> <p>いずれかの都道府県において患者が発生しているが、県内において患者が発生していない状態</p>
<p>【国内感染期】</p> <p>いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態</p>	<p>【県内発生早期（地域発生早期）】</p> <p>県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
	<p>【県内感染期（地域感染期）】</p> <p>県内の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態</p>
<p>【小康期】</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>	



Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき基本的対処方針を決定することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等に定めることとする。

<p>1. 未発生期</p>
<p>【予想される状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p>【目的】</p> <p>新型インフルエンザ等発生の情報収集と発生に備えた体制の整備を行う。</p>
<p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか予測できないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係機関等と連携を図り、体制の整備や訓練の実施、事前の準備を行う。 2) 国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。 3) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策について、市全体での意識共有を図るため、医療機関、事業所、市民等に対し継続的な情報提供を行う。 4) 予防接種に関する体制の構築を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の策定

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等対策行動計画等を策定し、必要に応じて見直す。

(1)-2 体制の整備及び連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、県及び近隣市町、関係機関等と相互に連携し、情報交換、連携体制の確認、対策に関わる職員の資質向上、訓練等を実施する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ・ 市のホームページ、各種広報等を通じ、市民へ新型インフルエンザ等対策に関する感染予防対策等の情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整備する。

(2)-2 情報共有

- ・ 庁内関係者間で新型インフルエンザ等に関する情報の共有を行うとともに、必要に応じて、関係機関への情報提供および共有を図る。
- ・ 発生前から国、県及び関係機関との情報共有を行う体制を整備する。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 個人における対策の普及

- ・市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図り、また、自らの発症が疑われる場合は、市保健センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等、基本的な感染予防対策について理解促進を図る。

(3)-2 地域対策及び職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染予防対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合における不要不急の外出自粛要請及び学校等の臨時休業、集会の自粛等の感染拡大防止策についての理解促進を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(3)-3 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の供給不足が予想されることから、これらを確保する体制及び県内生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを整備する。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種の位置づけ

(特定接種)

- ・特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法(第 22 条及び第 23 条を除く。)の規定を適用し実施する。
- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員について、市が実施主体として接種を実施する。

(住民接種)

- ・住民接種は、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、全住民を対象（在留外国人を含む。）として実施する。
- ・実施主体である市が接種を実施する対象者は、本市に居住する者を原則とする。
- ・上記以外にも、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も対象として考えられる。

(4)-2 接種体制

(特定接種)

- ・県の要請の下、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築を図る。

1. 未発生期

(住民接種)

- ・市を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。
- ・県と連携して、本市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ・速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を行う。

(4)-3 予防接種における情報提供

- ・国が定める新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、市民に対し情報提供を行い、理解促進を図る。

(5) 医療

(5)-1 研修等

- ・県が実施する、医療従事者等に対する国内発生を想定した研修や訓練に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・地域（県内）感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく。

(6)-2 火葬能力等の把握

- ・県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備するよう努める。

2. 海外発生期
<p>【予想される状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えた体制の整備を行う。
<p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いため、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、準備を進める。 2) 対策の判断に役立つため、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県等と連携して、医療機関、事業者、市民等に対し、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、感染予防対策の実施を促す。 4) 予防接種の準備や一時遺体安置場所の確保等、県内発生に備えた体制の整備を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 情報収集

- ・海外における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報の収集・共有を図る。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ・国及び県が発信する情報を収集し、必要に応じ、市のホームページ等に海外の発生状況等の情報を掲載するなどして、市民へ注意喚起を行う。

(2)-2 情報共有

- ・国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化する。

(2)-3 健康相談窓口の設置

- ・県の要請に応じ、国が作成したQ&Aを基に、健康相談を中心とする住民からの相談・問い合わせに対応する健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染拡大防止策

- ・特に季節性インフルエンザ流行期等においては、市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。
- ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育施設、事業所等に対し、感染予防対策を強化するよう要請する。

(4) 予防接種

(4)-1 接種体制

(特定接種)

- ① 県の要請の下、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の準備を行う。
- ② 国と連携して、所属する市職員に対して、集団的接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(住民接種)

- ① 県と連携し、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市に居住する者に対するワクチン接種が速やかに実施できるための体制の構築の準備を進める。
- ② 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ③ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4)-2 予防接種における情報提供

- ・国の定める新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、市民に対し情報提供を行う。

(5) 医療

(5)-1 医療提供体制の周知

- ・市民に対し、県が設置する帰国者・接触者センターについての周知を行う。

(5)-2 医療機関等への情報提供

- ・国及び県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(6)-2 要援護者への生活支援

- ・新型インフルエンザ等の海外での発生が確認されたことを、必要に応じ、要援護者や協力者へ周知する。

(6)-3 遺体の火葬・安置

- ・県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を進める。併せて遺体の保存作業に必要なとなる人員等の確保についても準備を進める。

3. 県外発生期（地域未発生期）

3. 県外発生期（地域未発生期）
【予想される状態】 <ul style="list-style-type: none">・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態・県内では患者は発生していない
【目的】 <ol style="list-style-type: none">1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。2) 県内発生に備えた体制の整備を行う。
【対策の考えた方】 <ol style="list-style-type: none">1) 県等と連携して、医療機関、事業者、市民等に対し、国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策等、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 情報収集

- ・国内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、国及び県からの情報の収集・共有を図る。

(1)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

①新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- ・政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。
- ・併せて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。

- ###### ②新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき機関、区域を公示される。区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定される。市は緊急事態宣言が行われた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ・引き続き、国及び県が発信する情報を収集し、市のホームページ等に国内での

3. 県外発生期（地域未発生期）

発生状況等を掲載する等、できる限りリアルタイムで市民へ情報提供及び注意喚起を行う。

- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、国及び県との情報共有を行い、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報共有

- ・国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(2)-3 健康相談窓口の体制充実・強化

- ・県の要請に応じ、市民からの問い合わせ状況等を踏まえ、健康相談窓口の充実・強化を図る。また、国のQ&Aが改訂された場合は迅速に対応する。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染拡大防止策

- ・市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。
- ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育施設、事業所等に対し、感染予防対策を強化するよう改めて要請する。
- ・公共交通機関、公共施設、多くの人が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の敢行の呼びかけ等適切な感染予防対策を講じるよう要請する。

(4) 予防接種

(4)-1 接種体制

(住民接種)

- ①市は、ワクチンの供給が可能になり次第、国が決定した接種順位に基づき、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、市民へ接種に関する情報提供を開始する。
- ②接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託する等により接種会場を確保し、原則として本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

3. 県外発生期（地域未発生期）

(4)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

(住民接種)

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 医療提供体制の周知

- ・市民に対し、県が設置する帰国者・接触者センターについての周知を行う。

(5)-2 医療機関等への情報提供

- ・国及び県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-2 要援護者への生活支援

- ・新型インフルエンザ等の国内での発生が確認されたことを、必要に応じ、要援護者や協力者へ周知する。

(6)-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①水の安定供給

- ・消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図る。

4. 県内発生期（地域発生早期）

4. 県内発生早期（地域発生早期）
【予想される状態】 ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
【目的】 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
【対策の考え方】 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策を行う。 2) 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策を講じる。 3) 県内感染期への移行に備えて、事業所や市民等に対し、個人一人ひとりがとるべき行動について、十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策等について、積極的な情報提供を行う。 4) 県と連携して住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 情報収集

- ・ 国及び県から、県内の発生状況等の情報の収集・共有を図る。

(1)-2 危機管理体制

- ・ 県内の発生状況や県の対策を踏まえ、市において必要な対策を決定する。

(1)-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

市は緊急事態宣言が行われた場合、速やかに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ・ 引き続き、市のホームページ等に県内の発生状況等を掲載するとともに、テレビ、新聞等のマスメディアを活用するなどして、市民及び関係機関に対して迅速に情報提供及び注意喚起を行う。
- ・ 引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知

4. 県内発生期（地域発生早期）

する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、国及び県との情報共有を行い、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報共有

- ・国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(2)-3 健康相談窓口の継続

- ・県の要請に応じ、国から配布されるQ&Aの改訂等を踏まえ、適切な情報提供を行い、必要に応じ、健康相談窓口の拡充を行う。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染拡大防止策

- ・引き続き、市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。
- ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育施設、事業所等に対し、感染予防対策を強化するよう改めて要請する。
- ・事業所等に対し、時差出勤の実施等の感染予防対策等を勧奨する。また、新型インフルエンザ等様の症状が認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を要請する。
- ・公共交通機関、公共施設、多くの人が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防対策を講じるよう要請する。

(3)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①外出自粛の要請に係る周知

- ・県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

②施設の使用制限の要請に係る周知

- ・県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

4. 県内発生期（地域発生早期）

③職場における感染予防対策の周知の要請に係る周知

- ・ 県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について職場における感染予防対策の徹底の要請を行う場合は、市は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

(4) 予防接種

(4)-1 接種体制

(住民接種)

- ・ 県と連携して、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

(住民接種)

- ・ 県と連携して、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 医療提供体制の周知

- ・ 市民に対し、県が設置する帰国者・接触者センターについての周知を行う。

(5)-2 医療機関等への情報提供

- ・ 国及び県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ・ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取り組みを開始するよう要請する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

4. 県内発生期（地域発生早期）

①水の安定供給

- ・消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・県から要請により、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④埋葬・火葬の特例等

- ・県の要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

5. 県内感染期（地域感染期）

5. 県内感染期（地域感染期）
【予想される状態】 <ul style="list-style-type: none">・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）
【目的】 <ol style="list-style-type: none">1) 医療体制を確保する。2) 健康被害を最小限に抑える。3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
【対策の考え方】 <ol style="list-style-type: none">1) 事業所や市民等に対し、発生状況や感染拡大防止策、医療体制等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行う。2) 感染拡大防止策や予防接種により、流行のピーク時の入院患者や重症者数をできるだけ抑えて医療体制への負荷を軽減する。3) 地域医師会等と連携して医療体制を確保する。4) 県と連携して、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 情報収集

- ・ 国及び県から、県内の発生状況等の情報の収集・共有を図る。

(1)-2 危機管理体制

- ・ 市における必要な対策や、具体的な取り組みの準備・実施を行う。
- ・ 流行状況に応じ、時期を逸することなく、対策の変更や追加を行う。

(1)-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

市は、緊急事態宣言が行われた場合、速やかに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ・ 引き続き、国及び県が発信する情報を収集し、市のホームページ等に県内の発生状況等の情報を掲載するなど、市民及び関係機関に対し、迅速に情報提供及び注意喚起を行う。
- ・ 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

5. 県内感染期（地域感染期）

- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、国及び県との情報共有を行い、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報共有

- ・国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(2)-3 健康相談窓口の継続

- ・健康相談窓口は、健康相談を中心とする住民からの相談・問い合わせに、引き続き対応する。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染拡大防止策

- ・引き続き、市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。
- ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育施設、事業所等に対し、感染予防対策を強化するよう改めて要請する。
- ・事業所等に対し、新型インフルエンザ等様症状の認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を改めて要請する。
- ・公共交通機関・公共施設・多くの人が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用を呼びかける等、適切な感染予防対策を講じるよう改めて要請する。

(3)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①外出自粛の要請に係る周知

- ・県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

②施設の使用制限の要請に係る周知

- ・県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

③職場における感染予防対策の周知の要請に係る周知

- ・県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について職場における感染予防対策の徹底の要請を行う場合は、市は関係団体等と連携し

5. 県内感染期（地域感染期）

て、迅速に周知徹底を図る。

（4）予防接種

（4）-1 接種体制

（住民接種）

- ・ 県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

（4）-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

（住民接種）

県と連携して、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（5）医療

（5）-1 医療体制の確保

- ・ 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地域医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。

（5）-2 在宅で療養する患者への支援

- ・ 県の要請に応じて、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

（5）-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

（6）-1 事業者の対応

- ・ 県が、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取り組みを開始するよう要請した場合は、必要に応じ、県と連携・協力する。

5. 県内感染期（地域感染期）

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①水の安定供給

- ・消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・県から要請により、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④埋葬・火葬の特例等

- ・県の要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

6. 小康期
【予想される状態】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
【時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の新型インフルエンザ等対策本部が、諮問委員会の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言したとき。
【目的】 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
【対策の考え方】 <ol style="list-style-type: none"> 1) 流行の第二波に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、衛生資器材の確保等、第一波による影響から早急に回復を図る。 2) 流行の第一波の終息及び第二波発生の可能性や、それに備える必要性について、医療機関、事業所、市民等に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、流行の第二波発生の早期確認に努める。 4) 流行の第二波による影響を軽減するため、県と連携して住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 市対策本部の廃止

- ・ 緊急事態解除宣言が行われた時は、速やかに市対策本部を廃止し、各対策を縮小する。

(1)-2 行動計画等

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ・ 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を利用し、流行の第一波の終息と第二波発生の可能性や、それに備える必要性についての情報提供を行う。
- ・ 相談窓口寄せられた問い合わせや、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し見直しを行う。

(2)-2 情報共有

- ・ 県や関係機関等とのインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、県からの流行の第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を受け、流行や対策の現状を的確に把握する。

(2)-3 健康相談窓口の体制縮小

- ・状況を見ながら、健康相談窓口の体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染拡大防止策

- ・市民に対し、引き続き、手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。

(4) 予防接種

(4)-1 接種体制

(住民接種)

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

(住民接種)

- ・県の要請に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療機関等との連携・協力

- ・流行の第二波に備え、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(5)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

- ・県内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 市民・事業者への呼びかけ

- ・引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。